平成２７年（フ）第１３７３号
埼玉県鴻巣市吹上本町２丁目18番15号　ハイリーコーエツＢ―107
債務者　大崎　理恵
1　決定年月日時　平成27年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月17日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第４７４号
埼玉県越谷市東越谷10丁目54番地１　ピカソ45　106号
債務者　天野　仁恵
1　決定年月日時　平成27年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月17日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第５４０号
埼玉県春日部市上蛭田638番地　新井第二コーポ204号
債務者　須藤　文男
1　決定年月日時　平成27年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月17日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第５４１号
埼玉県春日部市緑町６丁目９番42号　ル・ヴァン・ド・ベール101号
債務者　高橋　龍樹
1　決定年月日時　平成27年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月17日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第５５１号
埼玉県八潮市緑町５丁目13番地18　Ｓ．Ｓ．Ｓ．八潮寮、旧住所埼玉県春日部市大沼２丁目57番地２　サンコーポ101号
債務者　吉川　直人（旧姓野呂）
1　決定年月日時　平成27年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月17日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第５８１号
北九州市門司区奥田１丁目11番23―401号
債務者　岡村　裕二
1　決定年月日時　平成27年12月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月17日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第５９０号
北九州市門司区緑ケ丘９番２―302号
債務者　尾前　喜弘
1　決定年月日時　平成27年12月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月17日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第６０３号
福岡県遠賀郡水巻町下二東３丁目15番３号　コーポ舟付６号
債務者　小西　洋孝
1　決定年月日時　平成27年12月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月17日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第１５５９号
愛知県清須市新清洲４丁目４番地２
債務者　松尾　令子
1　決定年月日時　平成27年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月22日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１７１２号
名古屋市天白区梅が丘４丁目908番地　プレジール原　Ｎ棟207号
債務者　岩　　健太
1　決定年月日時　平成27年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月22日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１９号
和歌山県田辺市本宮町渡瀬164番地の２
債務者　熊野瀬こと　茶木　　繁
1　決定年月日時　平成27年12月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月22日まで
和歌山地方裁判所新宮支部

平成２７年（フ）第２０２号
広島県福山市南手城町２丁目１番１号　ジュネス大黒201
債務者　谷田　真弓
1　決定年月日時　平成27年12月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月22日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２７年（フ）第５７４号
北九州市小倉南区徳力６丁目２番１―205号
債務者　菊池由美子
1　決定年月日時　平成27年12月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月22日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第６０６号
北九州市八幡西区穴生２丁目４番６―104号
債務者　西影　ゆみ
1　決定年月日時　平成27年12月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月22日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第２３２号
青森市大字野尻字野田36番地１　ピュア・アップル館106号
債務者　嶋田　昭人
1　決定年月日時　平成27年12月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月23日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第５４７号
神奈川県平塚市東中原２丁目３番２―408号　市営住宅
債務者　井上正子こと　卞　　正子
1　決定年月日時　平成27年12月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月23日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２７年（フ）第５９０号
千葉県松戸市金ケ作24番地の１　第５泉ビル806号
債務者　鈴木　英明
1　決定年月日時　平成27年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月25日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部